

宮行発第63号
令和5年8月4日

会 員 各 位

宮崎県行政書士会
会長 河野 芳輝
総務財務部
部長 河津 宏美

日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則の一部改正について
(事前のご案内)

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるに伴い、「日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則」が一部改正されます。

適格請求書に記載すべき事項が不足している現行規則の領収証様式に対し、取扱要領に適格請求書発行事業者である場合の取り扱いが追加され、適格請求書として発行できるよう改正が図られます。

日本行政書士会連合会より正式な通知がございましたら、会員の皆様にご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

【主な改正点】

・適格請求書として使用する場合には以下のとおり記載する。

（１）適格請求書発行事業者である個人会員は氏名記載の下部、法人会員は事務所を代表する社員名記載の下部に「T（ローマ字）＋数字13桁で構成される適格請求書発行事業者の登録番号」を記載する。

（２）必要に応じて備考欄に取引年月日、税率等を記載する。

なお、改正点が少ないため、旧様式が全て払い出されるまで、宮崎県行政書士会では引き続き旧様式での取り扱いとなります。ご了承ください。